

平成28年2月24日

特許庁 審査業務部 商標課
商標審査基準室 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
商標専門委員会

商標審査基準改訂案に対する意見

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件に関し、当委員会の意見を下記のとおり申し述べます。ご査収の上、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

該当箇所：P.6「3条1項柱書」の「3」

意見：「類似群」という語が説明無く使われているが、「類似商品・役務審査基準」に拠る語である旨の説明があるべきと考える。

該当箇所：P.29「3条1項1号」の「1」

意見：普通名称を組み合わせた「アルミパソコン」や、商品特徴等と普通名称を組み合わせた「ブラックスマートフォン」が「商品の普通名称」に該当するのか（それとも改訂案P.33以降の「商品の特徴等」に該当するのか）が審査基準において明示されることを希望する。

該当箇所：P.29「3条1項1号」の「2」の(1)の(例1)

意見：「一般的に使用されている」という表記があるが、どのようなものが「一般的」に該当するのか曖昧なので明確化が必要と考える。

該当箇所：P.29「3条1項1号」の「2」の(1)の(例1)やP.36「3条1項3号」の「5」の(例1) 等

意見：「フォント」という語が使われているが、併せて使われている「書体」という語とほとんど同一の意味のようである。使い分ける理由があるのでなければ統一すべき。

該当箇所：P.33「3条1項3号」の「1」の(2)

意見：改訂案の文言が「～間接的に表示するにすぎない場合は～」となっているが、現行基準では「にすぎない」という文言は使われておらず「～間接的に表示する商標は～」となっている。

基準改訂の前後で運用を変更せずに現行を維持するのであれば、文言も現行に即した「～間接的に表示する場合は～」とするべき。

該当箇所：p.35「3条1項3号」の「4」の(1)

意見：下記のように修正すべきと考える。

「商標が、指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）~~又は若しくは~~指定役務の提供の用に供する物の形状そのもの、又は、これらの一部の範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、「形状」又は「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。」

以上